

七飯町健康センター条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第3条(略)</p>	<p>第1条～第3条(略) (開館時間)</p>
<p>(使用の制限) 第4条(略) (使用料) 第5条(略) (使用料の減免) 第6条(略) (使用料の還付) 第7条(略) (損害賠償) 第8条(略)</p>	<p>第4条 健康センターの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (休館日) 第5条 健康センターの休館日は、曜日及び1月1日とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p>
<p>(使用の制限) 第4条(略) (使用料) 第5条(略) (使用料の減免) 第6条(略) (使用料の還付) 第7条(略) (損害賠償) 第8条(略)</p>	<p>(使用の制限) 第6条(略) (使用料) 第7条(略) (使用料の減免) 第8条(略) (使用料の還付) 第9条(略) (損害賠償) 第10条(略) (指定管理者による管理等) 第11条 町長は、健康センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する</p>

改正前	改正後
	<p><u>指定管理者をいう。以下同じ。）に健康センターの管理を行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合（以下単に「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）においては、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者に管理を行わせる場合においては、第3条本文中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条ただし書中「その業務」とあるのは「指定管理者は、その業務」と、第6条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第12条 <u>指定管理者に管理を行わせる場合において、健康センターを利用する者は、健康センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者にあらかじめ納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、当該指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>町長が適当と認めるときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 <u>指定管理者は、納入された利用料金を還付しない。ただし、町長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p>第13条 <u>指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次</u></p>

改 正 前		改 正 後																						
<p>(雑則) 第9条(略) 附則 (略) 別表(第5条関係) 七飯町健康センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1回につき</th> <th>回数券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>400円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1回につき	回数券	大人	400円	4,000円	中人	200円	2,000円	小人	100円	1,000円	<p>に掲げるものとする。 (1) <u>健康センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (2) <u>健康センターの使用の制限に関する業務</u> (3) <u>利用料金の徴収等に関する業務</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、健康センターの管理のため必要な業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務</u> (雑則) 第14条(略) 附則 (略) 別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1回につき)</th> <th>回数券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td> 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、北海道知事が指定した北海道における公衆浴場入浴料金の統制額(以下「北海道公衆浴場入浴料金統制額」という。)の12歳以上の者(大人)の区分に掲げる額 </td> <td> 左欄の規定による額に10を乗じて得た額 </td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td> 北海道公衆浴場入浴料金統制額の6歳以上12歳未満の者(中人)の区分に掲げる額 </td> <td> 左欄の規定による額に10を乗じて得た額 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料(1回につき)	回数券	大人	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、北海道知事が指定した北海道における公衆浴場入浴料金の統制額(以下「北海道公衆浴場入浴料金統制額」という。)の12歳以上の者(大人)の区分に掲げる額	左欄の規定による額に10を乗じて得た額	中人	北海道公衆浴場入浴料金統制額の6歳以上12歳未満の者(中人)の区分に掲げる額	左欄の規定による額に10を乗じて得た額
区分	1回につき	回数券																						
大人	400円	4,000円																						
中人	200円	2,000円																						
小人	100円	1,000円																						
区分	使用料(1回につき)	回数券																						
大人	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、北海道知事が指定した北海道における公衆浴場入浴料金の統制額(以下「北海道公衆浴場入浴料金統制額」という。)の12歳以上の者(大人)の区分に掲げる額	左欄の規定による額に10を乗じて得た額																						
中人	北海道公衆浴場入浴料金統制額の6歳以上12歳未満の者(中人)の区分に掲げる額	左欄の規定による額に10を乗じて得た額																						

改 正 前		改 正 後	
		小人	北海道公衆浴場入浴料金統制額の6歳未満の者(小人)の区分に掲げる額
			左欄の規定による額に10を乗じて得た額
備考	備考		
1 大人は12歳以上、中人は6歳以上12歳未満、小人は6歳未満とする。	1 大人は12歳以上の者、中人は6歳以上12歳未満の者、小人は6歳未満の者とする。		
2 回数券は1組11枚とする。	2 回数券は1組当たり11枚とする。		
3 大人の使用料400円は、使用料350円に入湯税50円を加算した金額である。	3 七飯町税条例(昭和29年条例第22号)第141条の規定により入湯客に入湯税を課する場合における大人の使用料の額は、この表の大人の区分の使用料の額に入湯税が含まれるものとする。		